

2025 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 プリモグローバルホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 澤 野 直 樹
(コード番号：367A)
問 合 せ 先 管理管掌執行役員 佐 田 大 輔
(TEL 03-6226-6261)

株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2025 年 5 月 21 日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所スタンダード市場への上場に伴う株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 6,466,800 株
- (2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数 東京都千代田区丸の内一丁目9番2号
プリモ・インテグラル2投資事業有限責任組合 5,581,500 株
c/o Maples Corporate Services Limited PO
Box 309 Ugland House Grand Cayman, KY1-
1104 Cayman Islands
Innovation Alpha Primo L.P. 885,300 株
- (3) 売 出 方 法 売出価格による売出しとし、みずほ証券株式会社、SMB C日興証券株式会社、株式会社SBI証券、楽天証券株式会社、マネックス証券株式会社、松井証券株式会社、岡三証券株式会社、東海東京証券株式会社、岩井コスモ証券株式会社、水戸証券株式会社、極東証券株式会社、あかつき証券株式会社及び丸三証券株式会社を引受人として、全株式を買取引受けさせる。
なお、本売出株式の一部は、みずほ証券株式会社及びSMB C日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがある。
- (4) 売 出 価 格 未定（今後開催する取締役会において承認される仮条件をもとに、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2025年6月16日（売出価格決定日）に引受価額と同時に決定される。）
- (5) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして売出価格から引受価額（引受人より売出人に支払われる金額）を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申 込 期 間 2025年6月17日（火曜日）から
2025年6月20日（金曜日）まで

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧ください。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (7) 受 渡 期 日 2025 年 6 月 24 日 (火曜日)
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) その他本株式売出しに必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。
- (10) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 上限 970,000 株
なお、売出株式数は上限を示したもので、需要状況等により減少する、又は本株式売出しが全く行われない場合がある。売出株式数は需要状況等を勘案したうえで、2025 年 6 月 16 日に決定する。
- (2) 売 出 人 みずほ証券株式会社
- (3) 売 出 方 法 みずほ証券株式会社が、上記 1. の引受人の買取引受による株式売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、当社株主であるプリモ・インテグラル 2 投資事業有限責任組合及び Innovation Alpha Primo L.P. (以下「貸株人」と総称する。) より借り入れる当社普通株式について売出価格により追加的に売出しを行う。
- (4) 売 出 価 格 未定。上記 1. における売出価格と同一とする。
- (5) 申 込 期 間 上記 1. における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 上記 1. における受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 上記 1. における申込株数単位と同一とする。
- (8) その他本株式売出しに必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。また、上記 1. の引受人の買取引受による株式売出しを中止する場合は、本株式売出しも中止する。

3. 親引けの件

上記 1. の引受人の買取引受による株式売出しにおいて、当社が指定する販売先（親引け先）への販売を引受人に要請する予定です。当社が指定する販売先（親引け先）・株式数・目的は下表に記載のとおりです。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）です。

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

指定する販売先(親引け先)	株式数	目的
株式会社桑山	(取得金額220百万円に相当する株式数を上限として要請を行う予定であります。)	良好な取引関係を今後も維持・発展させていくため
株式会社ロージブルー	(取得金額200百万円に相当する株式数を上限として要請を行う予定であります。)	良好な取引関係を今後も維持・発展させていくため
株式会社メディックス	(取得金額100百万円に相当する株式数を上限として要請を行う予定であります。)	良好な取引関係を今後も維持・発展させていくため
株式会社バンビ	(取得金額50百万円に相当する株式数を上限として要請を行う予定であります。)	取引先の親会社であり、良好な取引関係を今後も維持・発展させていくため
東京真珠株式会社	(取得金額50百万円に相当する株式数を上限として要請を行う予定であります。)	良好な取引関係を今後も維持・発展させていくため
セント・ピュール株式会社	(取得金額35百万円に相当する株式数を上限として要請を行う予定であります。)	良好な取引関係を今後も維持・発展させていくため
株式会社ムラオ	(取得金額15百万円に相当する株式数を上限として要請を行う予定であります。)	良好な取引関係を今後も維持・発展させていくため
プリモグループ従業員持株会	(取得金額85百万円に相当する株式数を上限として要請を行う予定であります。)	当社グループ従業員の福利厚生のため

日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」第2条第2項に基づき、当社が指定する販売先への売付け(親引け)として、当社は親引け予定先の状況等につき公表し、みずほ証券株式会社及びSMB C日興証券株式会社は親引け予定先から売付ける株式数を対象として継続所有に関する確約を書面により取り付けます。

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

【ご参考】

1. 株式売出しの概要

(1) 売出株式数

売 出 株 式 数 ① 引受人の買取引受による売出し

当社普通株式 6,466,800 株

② オーバーアロットメントによる売出し (※)

当社普通株式 上限 970,000 株

(2) 需 要 の 申 告 期 間 2025 年 6 月 9 日 (月曜日) から
2025 年 6 月 13 日 (金曜日) まで

(3) 売 出 価 格 決 定 日 2025 年 6 月 16 日 (月曜日)
(売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 申 込 期 間 2025 年 6 月 17 日 (火曜日) から
2025 年 6 月 20 日 (金曜日) まで

(5) 受 渡 期 日 2025 年 6 月 24 日 (火曜日)

(注) 上記 (1) に記載の売出株式の一部は、みずほ証券株式会社及び S M B C 日興証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場 (ただし、米国及びカナダを除く。) の海外投資家に対して販売されることがある。

(※) オーバーアロットメントによる売出し等について

引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、970,000 株を上限として、みずほ証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式 (以下「借入株式」という。) の売出し (オーバーアロットメントによる売出し) を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、みずほ証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、貸株人より追加的に当社普通株式を買取る権利 (以下「グリーンシュエーション」という。) を、2025 年 7 月 18 日を行使期限として付与される予定であります。

みずほ証券株式会社は、S M B C 日興証券株式会社と協議の上、借入株式の返還を目的として、上場 (売買開始) 日から 2025 年 7 月 18 日までの間 (以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付 (以下「シンジケートカバー取引」という。) を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、みずほ証券株式会社は、S M B C 日興証券株式会社と協議の上、シンジケートカバー取引を全く行わない、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

みずほ証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数からシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュエーションを行使する予定であります。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、2025 年 6 月 16 日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れ及び貸株人からみずほ証券株式会社へのグリーンシュエーション

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

の付与は行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要政策と位置付けて、安定的かつ継続的に業績の成長に見合った成果の配分を行っていくことを基本方針としております。また、利益配分につきましては、株主に対する利益還元、安定的な成長を持続させるための積極的な投資及び財務体質の安定化に向けた内部留保との適正なバランスの確保にも留意して実施することを目指しております。

(2) 内部留保資金の用途

内部留保につきましては、変化する経営環境の中で競争力を強化し将来の業績向上を通して株主への積極的な利益還元を図るため、今後の事業展開に備えた財務体質強化に充当致します。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

継続的かつ安定的な配当を実現するために、中長期目標として、連結配当性向を 40%以上に設定しております。なお、2025 年 8 月期の配当については、通期の連結配当性向 50%程度を予定しております。

(4) 過去 3 期間の配当状況

	2022 年 8 月期	2023 年 8 月期	2024 年 8 月期
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 (△)	△51.8円	△40.5円	△28.2円
1 株当たり配当額 (1 株当たり中間配当額)	—円 (—円)	—円 (—円)	—円 (—円)
実績配当性向	—%	—%	—%
自己資本当期純利益率	—%	—%	—%
純資産配当率	—%	—%	—%

- (注) 1. 1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 (△) については、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 自己資本当期純利益率については、当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
3. 1 株当たり配当額 (1 株当たり中間配当額)、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していないため、記載しておりません。
4. 2022 年 8 月期については、会社法計算規則 (2006 年法務省令第 13 号) の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく EY 新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関し、貸株人かつ売出人であるプリモ・インテグラル2投資事業有限責任組合及びInnovation Alpha Primo L.P.並びに当社株主である澤野直樹、プリモ・インテグラル1投資事業有限責任組合及び藤江秀一は、みずほ証券株式会社及びS M B C日興証券株式会社（以下、共同主幹事会社という。）に対して、引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の2025年12月20日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中は、共同主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）及び当社普通株式を取得する権利を有する有価証券の発行、譲渡又は売却等を行わないことに合意しております。

また、当社は、共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は、共同主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却等（株式分割による新株式発行等、ストック・オプションに係る新株予約権の発行及び新株予約権の行使による当社普通株式の発行等を除く。）を行わないことに合意しております。

なお、上記の場合において、共同主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部もしくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

4. 販売方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

（注）上記「2. 株主への利益配分等」における今後の利益配分にかかる部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧ください。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。